

富士山火山防災対策協議会規約改正（案）新旧対照表

旧	新
富士山火山防災対策協議会規約	富士山火山防災対策協議会規約
<p>附則</p> <p>この規約は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 25 年 5 月 9 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>【別表】</p> <p>富士山火山防災対策協議会 構成員（区分は法第 4 条第 2 項中該当する号）</p> <p>1 識者 （略）</p> <p>2 各県関係機関 （1）山梨県関係機関 （略） （2）静岡県関係機関</p>	<p>附則</p> <p>この規約は、平成 24 年 6 月 8 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 25 年 5 月 9 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 27 年 3 月 16 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 28 年 3 月 24 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p><u>この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p>【別表】</p> <p>富士山火山防災対策協議会 構成員（区分は法第 4 条第 2 項中該当する号）</p> <p>1 識者 （略）</p> <p>2 各県関係機関 （1）山梨県関係機関 （略） （2）静岡県関係機関</p>

旧					新				
機 関 名	協 議 会	三 県 コア	各 県 コア*	区 分	機 関 名	協 議 会	三 県 コア	各 県 コア*	区 分
静岡県知事	○			1号	静岡県知事	○			1号
危機管理部長	○			8号	危機管理部長	○			8号
危機政策課	○	○	静岡	8号	危機政策課	○	○	静岡	8号
危機情報課 1)	○	○	静岡	8号	危機情報課 1)	○	○	静岡	8号
危機対策課	○	○	静岡	8号	危機対策課	○	○	静岡	8号
消防保安課	○		(静岡)	8号	消防保安課	○		(静岡)	8号
道路保全課	○		(静岡)	8号	道路保全課	○		(静岡)	8号
砂防課	○	○	静岡	8号	砂防課	○	○	静岡	8号
土木防災課	○		(静岡)	8号	土木防災課	○		(静岡)	8号
森林保全課	○	○	静岡	8号	森林保全課	○	○	静岡	8号
自然保護課	○		(静岡)	8号	自然保護課	○		(静岡)	8号
<u>(追加)</u>					<u>文化財課</u>	<u>○</u>		<u>(静岡)</u>	<u>8号</u>
富士山世界遺産課	○	○	静岡	8号	富士山世界遺産課	○	○	静岡	8号
観光政策課	○		(静岡)	8号	観光政策課	○		(静岡)	8号
熱海土木事務所	○		(静岡)	8号	熱海土木事務所	○		(静岡)	8号
沼津土木事務所	○		(静岡)	8号	沼津土木事務所	○		(静岡)	8号
富士土木事務所	○		(静岡)	8号	富士土木事務所	○		(静岡)	8号
東部農林事務所	○		(静岡)	8号	東部農林事務所	○		(静岡)	8号
富士農林事務所	○		(静岡)	8号	富士農林事務所	○		(静岡)	8号
東部地域局	○	○	静岡	8号	東部地域局	○	○	静岡	8号
静岡県教育委員会事務局	○		(静岡)	8号	静岡県教育委員会事務局	○		(静岡)	8号
健康体育課	○		(静岡)	8号	健康体育課	○		(静岡)	8号

旧

新

	文化財保護課	○		(静岡)	8号
静岡県警察本部長		○			5号
	警備部災害対策課	○	○	(静岡)	8号
三島市長		○			1号
	危機管理課	○	○	静岡	8号
富士宮市長		○			1号
	危機管理局	○	○	静岡	8号
富士市長		○			1号
	防災危機管理課	○	○	静岡	8号
御殿場市長		○			1号
	危機管理課	○	○	静岡	8号
裾野市長		○			1号
	危機管理課	○	○	静岡	8号
長泉町長		○			1号
	地域防災課	○	○	静岡	8号
小山町長		○			1号
	防災課	○	○	静岡	8号
沼津市	危機管理課	○	○	静岡	8号
富士山南東消防本部消防長		○		(静岡)	6号
御殿場市・小山町広域行政組合消防長		○		(静岡)	6号
富士市消防長		○		(静岡)	6号
富士宮市消防長		○		(静岡)	6号

1) 事務局

*各県コア欄の(静岡)は、事務局が必要と認めた場合に限り、各県コアグループ会議に

	(削除)				
静岡県警察本部長		○			5号
	警備部災害対策課	○	○	(静岡)	8号
三島市長		○			1号
	危機管理課	○	○	静岡	8号
富士宮市長		○			1号
	危機管理局	○	○	静岡	8号
富士市長		○			1号
	防災危機管理課	○	○	静岡	8号
御殿場市長		○			1号
	危機管理課	○	○	静岡	8号
裾野市長		○			1号
	危機管理課	○	○	静岡	8号
長泉町長		○			1号
	地域防災課	○	○	静岡	8号
小山町長		○			1号
	防災課	○	○	静岡	8号
沼津市	危機管理課	○	○	静岡	8号
富士山南東消防本部消防長		○		(静岡)	6号
御殿場市・小山町広域行政組合消防長		○		(静岡)	6号
富士市消防長		○		(静岡)	6号
富士宮市消防長		○		(静岡)	6号

1) 事務局

*各県コア欄の(静岡)は、事務局が必要と認めた場合に限り、各県コアグループ会議に

旧

新

出席する機関

(3) 神奈川県関係機関

(略)

3 国関係機関

機 関 名	協議 会	三県 コア	各県 コア	区分
国土交通省関東地方整備局長	○			3号
<u>企画部</u>	○	○	山梨・神奈川	8号
河川部	○	○	山梨・神奈川	8号
道路部	○	○		8号
富士川砂防事務所	○	○	山梨	8号
甲府河川国道事務所	○	○	山梨	8号
横浜国道事務所	○		神奈川	8号
国土交通省中部地方整備局長	○			3号
<u>企画部</u>	○			8号
河川部	○	○	山梨・静岡	3号
道路部	○			8号
富士砂防事務所	○	○	山梨・静岡	3号
静岡国道事務所	○			8号
沼津河川国道事務所	○			8号
気象庁		○	山梨・静岡・神奈川	2号

出席する機関

(3) 神奈川県関係機関

(略)

3 国関係機関

機 関 名	協議 会	三県 コア	各県 コア	区分
国土交通省関東地方整備局長	○			3号
<u>防災室</u>	○	○	山梨・神奈川	8号
河川部	○	○	山梨・神奈川	8号
道路部	○	○		8号
富士川砂防事務所	○	○	山梨	8号
甲府河川国道事務所	○	○	山梨	8号
横浜国道事務所	○		神奈川	8号
国土交通省中部地方整備局長	○			3号
<u>災害対策マネジメント室</u>	○			8号
河川部	○	○	山梨・静岡	3号
道路部	○			8号
富士砂防事務所	○	○	山梨・静岡	3号
静岡国道事務所	○			8号
沼津河川国道事務所	○			8号
気象庁		○	山梨・静岡・神奈川	2号

旧

新

東京管区気象台		○	○	山梨・静岡・神奈川	8号
甲府地方気象台		○	○	山梨	2号
静岡地方気象台		○	○	静岡	2号
横浜地方気象台		○	○	神奈川	8号
名古屋地方気象台		○	○		8号
内閣府政策統括官(防災担当)付		○	○	山梨・静岡・神奈川	8号
環境省関東地方環境事務所	富士箱根伊豆国立公園管理事務所	○	○	山梨・静岡	8号
林野庁関東森林管理局	計画保全部	○			8号
	静岡森林管理署	○	○	静岡	8号
関東管区警察局	広域調整部	○			8号
陸上自衛隊第1師団長		○			4号
	第1特科隊長	○			8号
	第34普通科連隊長	○			8号
陸上自衛隊東部方面混成団	東部方面混成団長	○			8号
国土地理院	関東地方測量部	○			8号
国土地理院	中部地方測量部	○			8号

4 ライフライン関係機関
(略)

東京管区気象台		○	○	山梨・静岡・神奈川	8号
甲府地方気象台		○	○	山梨	2号
静岡地方気象台		○	○	静岡	2号
横浜地方気象台		○	○	神奈川	8号
名古屋地方気象台		○	○		8号
内閣府政策統括官(防災担当)付		○	○	山梨・静岡・神奈川	8号
環境省関東地方環境事務所	富士箱根伊豆国立公園管理事務所	○	○	山梨・静岡	8号
林野庁関東森林管理局	計画保全部	○			8号
	静岡森林管理署	○	○	静岡	8号
関東管区警察局	広域調整部	○			8号
陸上自衛隊第1師団長		○			4号
	第1特科隊長	○			8号
	第34普通科連隊長	○			8号
陸上自衛隊東部方面混成団	東部方面混成団長	○			8号
国土地理院	関東地方測量部	○			8号
国土地理院	中部地方測量部	○			8号

4 ライフライン関係機関
(略)